

(写)

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦様

公衆浴場入浴料金協議会
会長 田中敦

兵庫県公衆浴場入浴料金統制額について（答申）

令和7年8月25日付け諮問第63号で諮問のあった標記のことについて、慎重に協議を行い、下記のとおり意見を取りまとめましたので、ここに答申します。
本答申に基づく入浴料金の改定により、公衆浴場の経営の安定に寄与することを期待します。

記

入浴料金の統制額は、次のとおりとすることが適当である。

適用区分 地域区分	大人 12歳以上の者	中人 6歳以上 12歳未満の者	小人 6歳未満の者
県全域	570円	200円	100円

協議会委員意見要旨

- 1 消費者には低廉な料金が望ましいが、原油価格・物価高騰・人件費増大に伴い公衆浴場の存立基盤維持という観点から料金の値上げは妥当である。
- 2 公衆浴場は高齢者の憩いの場等地域コミュニティ、防災上の拠点としての公共財の役割を担っており、経営の安定を図り、廃業による施設減少を食い止める観点から値上げはやむを得ない。
- 3 入浴料金の統制によって定められるのは上限額であるので、各公衆浴場においては、地域性、利用者、経営の実情を鑑み、統制額の範囲内で入浴料金を設定していただきたい。
- 4 公衆浴場の経営安定化のために、営業者には利用者を増やすなどの収益を増やす経営努力に引き続き取り組むことを期待するとともに、行政関係者には、公衆浴場と連携し好事例の情報発信などを通して、公衆浴場の利用促進に向けた支援に努めていただきたい。